

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	北陸財務局長	
【提出日】	平成28年7月28日	
【会社名】	日華化学株式会社	
【英訳名】	NICCA CHEMICAL CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江守 康昌	
【本店の所在の場所】	福井県福井市文京4丁目23番1号	
【電話番号】	(0776)24-0213(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理部門長 澤崎 祥也	
【最寄りの連絡場所】	福井県福井市文京4丁目23番1号	
【電話番号】	(0776)24-0213(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理部門長 澤崎 祥也	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	123,150,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	150,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数100株であります。

- (注) 1. 平成28年7月28日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	150,000株	123,150,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	150,000株	123,150,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
821円	-	100株	平成28年8月29日	-	平成28年8月29日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われなことになります。
4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
日華化学株式会社	福井県福井市文京4丁目23番1号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
123,150,000	-	123,150,000

(注) 1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額123,150,000円につきましては、買掛金等の諸費用の支払の運転資金として使用する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社（信託E口） （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	（有価証券報告書） 事業年度第4期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日） 平成28年6月30日関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社の普通株式33,000株（発行済み株式数の0.19%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	当社は割当予定先と借入取引及び年金取引を行っています。
技術または取引関係	当社は割当予定先に株主名簿管理人を委託しております。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成28年7月28日現在のものです。なお、出資関係につきましては、平成28年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

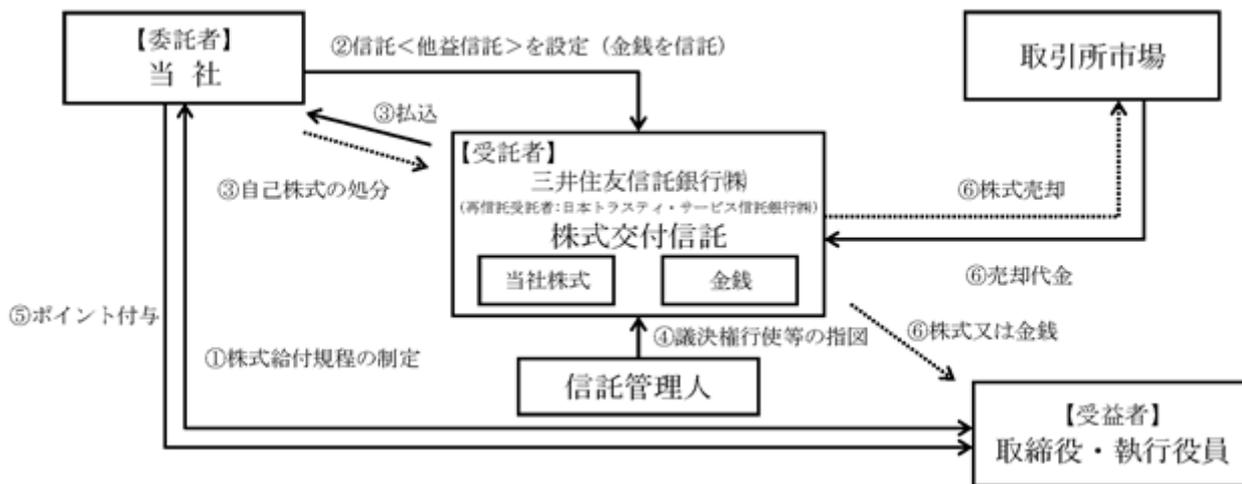
(a) 株式報酬制度の概要

当社は、当社の取締役（社外取締役を含む。）及び執行役員（以下、併せて「取締役等」といいます。）を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも当社株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入することといたしました。

本制度は、対象取締役等に対し、役位及び業績達成度等により定まる数のポイントを付与し、対象取締役等の退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式（当社普通株式。以下同じ。）を交付するという、業績連動型の株式報酬制度です。

本制度導入に当たっては、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、対象となる取締役等に株式を交付するという、株式交付信託の仕組みを採用します。

(b) 株式交付信託の仕組みの概要



当社は取締役等を対象とする「株式給付規程」を制定します。

当社は取締役等を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。

受託者は今後給付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によりません。）。

信託期間を通じて「株式給付規程」の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とする。）を定めます。本信託内の当社株式については、信託期間を通じ信託管理人が議決権行使等の指図を行います（取締役分は議決権を行使しないこととします。）。

「株式給付規程」に基づき、当社は取締役等に対しポイントを付与していきます。

「株式給付規程」及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の給付を受託者から受けます。なお、あらかじめ「株式給付規程」・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、給付すべき当社株式の一部を信託内で取引所市場にて売却し、金銭を給付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(c) 本信託の概要

(1) 名称	株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
(4) 受益者	当社取締役（社外取締役を含む）及び執行役員
(5) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	平成28年8月29日（予定）
(8) 金銭を信託する日	平成28年8月29日（予定）
(9) 信託終了日	平成31年6月末日（予定）

c 割当予定先の選定理由

当社は、当社の取締役等を対象に導入する業績連動型株式報酬制度（以下「株式報酬制度」という。）のために、株式交付信託に係る株式取得管理交付信託契約を受託者である三井住友信託銀行と締結し、三井住友信託銀行株式会社に設定される信託口にて処分を行うものです。三井住友信託銀行を割当予定先として選定した理由は、当社の株主名簿管理人である三井住友信託銀行より、中長期的な業績と連動する経営陣の報酬制度について当該制度の提案があり、当社の方針と合致したため選定しました。

d 割り当てようとする株式の数

150,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））は、信託契約に基づき、信託期間内において取締役等を対象とする株式給付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

当社は割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））との間において、処分期日（平成28年8月29日）より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、株式交付信託に対する当社からの当初信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約書により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全及び行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行（信託E口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して議決権行使等の指図を行います（取締役分は議決権を行使しないこととします）。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことの表明、及び、将来にわたっても該当しないことの確約を、信託契約において受ける予定です。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に提出しております。

また、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましても、割当予定先同様、暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする特定団体等に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約において確約をしています。

その結果、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が特定団体等でないこと及び特定団体等と何ら関係を有していないと判断しました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

1株当たりの処分価額につきましては、平成28年7月27日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社株式終値である821円といたしました。これは、取締役会決議日直前の株式市場における当社の適正な企業価値を公正に反映しており、合理的と考えております。なお、この処分価額は東京証券取引所における当社株式の1ヶ月（平成28年6月28日～平成28年7月27日）終値平均である822円（円未満切捨て）からの乖離率0.12%、3ヶ月（平成28年4月28日～平成28年7月27日）の終値平均である847円（円未満切捨て）からの乖離率3.07%、及び6ヶ月（平成28年1月28日～平成28年7月27日）の終値平均889円（円未満切捨て）からの乖離率7.65%となっております（乖離率はいずれも小数第3位未満を四捨五入し、表記しております）。

取締役会に出席した監査役全員（4名、うち2名は社外監査役）が、特に有利な上記の処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式給付規程に基づき、信託期間中に当社取締役等に給付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成27年12月31日現在の発行済株式総数17,710,000株に対し、0.85%（小数点第3位を四捨五入、平成27年12月31日現在の総議決権個数156,874個に対する割合0.96%）となります。

当社としましては、本制度は当社取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は、合理的な水準にあると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決数の 割合(%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
長瀬産業株式会社	東京都中央区日本橋小舟町5番1号	2,338	14.91	2,338	14.77
有限会社江守プランニング	福井市宝永2丁目1番30号	2,042	13.02	2,042	12.90
日華共栄会	福井市文京4丁目23番1号	1,733	11.05	1,733	10.94
日華化学社員持株会	福井市文京4丁目23番1号	724	4.62	724	4.58
江守 康昌	福井市宝永2丁目1番30号	528	3.37	528	3.34
公益財団法人江守アジア留学生 育英会	福井市文京4丁目23番1号	500	3.19	500	3.16
株式会社福井銀行	福井市順化1丁目1番1号	344	2.19	344	2.17
宗教法人妙見山歓喜寺	南条郡南越前町清水51-1-2	268	1.71	268	1.69
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	115	0.65	265	1.69
江守 壽恵子	福井市毛矢1丁目5番7号	258	1.65	258	1.63
計		8,854	56.44	9,004	56.85

(注) 1. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決数の割合は、平成28年6月30日現在の株主名簿を基準としております。

2. 上記のほか自己株式2,019,016株(平成28年6月30日現在)があり、当該割当後は1,869,016株となります。ただし、平成28年7月1日以降の単元未満株式の買い取りによる変動数は含めておりません。

3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 所有議決権数の割合は小数第3位を四捨五入して表記しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第102期有価証券報告書及び第103期第1四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第102期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成28年3月29日に北陸財務局長に提出しております。

1 提出理由

平成28年3月25日開催の当社第102期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年3月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金12円（普通配当8円、記念配当4円）

第2号議案 定款一部変更の件
変更の内容は次のとおり

（下線は変更部分）

変更前	変更後
<p>第1章 総則</p> <p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ～（条文省略） （新設） （新設） __（条文省略）</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 ～（現行のとおり） <u>化学工業用、繊維産業用、原子力産業用、情報電子産業用、食品産業用、医薬産業用、環境保全・保安用、貯蔵・搬送用その他の各種設備、装置、機器及びシステムの設計、製作、販売、施工、修理、据付、保全及び受託</u> <u>建築工事、土木工事、機器装置の設置工事、</u> <u>その他建設工事全般に関する設計、施工及び監理</u> <u>（現行のとおり）</u></p>

第3号議案 取締役9名選任の件

江守康昌、龍村和久、草壁光二、石山叙之、高橋誠治、澤崎祥也、児嶋眞平、岡子恭一及び相澤馨の9氏を選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

増田仁視氏を選任する。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する特別功労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任する取締役吉田史朗氏、小林正博氏及び監査役林宏樹氏に対し、その在任中の功労に報いるため、平成22年6月24日開催の第96期定時株主総会にて決議された取締役及び監査役に対する退職慰労金と合わせて、退任取締役については合計30百万円（うち社外取締役10百万円）、退任監査役については5百万円を上限として特別功労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれ一任する。

第6号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件

これまで以上に当社の中長期的な業績及び企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的とし、取締役（社外取締役を含む）及び執行役員に対して、会社業績との連動性を明確にした業績連動型報酬制度を導入する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	130,921	60	0	（注）1	可決（97.81%）
第2号議案	130,971	10	0	（注）2	可決（97.85%）
第3号議案				（注）3	
江守 康昌	130,967	14	0		可決（97.84%）
龍村 和久	130,971	10	0		可決（97.85%）
草壁 光二	130,971	10	0		可決（97.85%）
石山 叙之	130,971	10	0		可決（97.85%）
高橋 誠治	130,971	10	0		可決（97.85%）
澤崎 祥也	130,971	10	0		可決（97.85%）
児島 眞平	130,918	63	0		可決（97.81%）
岡子 恭一	129,651	1,330	0		可決（96.86%）
相澤 馨	130,961	20	0		可決（97.84%）
第4号議案				（注）3	
増田 仁視	130,971	10	0		可決（97.85%）
第5号議案	127,011	3,970	0	（注）1	可決（94.89%）
第6号議案	127,937	3,044	0	（注）1	可決（95.58%）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上

第3 最近の業績の概要について

平成28年7月28日開催の取締役会において決議された第103期第2四半期（自平成28年4月1日 至平成28年6月30日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,652,338	4,800,417
受取手形及び売掛金	10,700,720	9,115,718
商品及び製品	3,276,283	4,423,774
仕掛品	875,174	602,139
原材料及び貯蔵品	2,812,912	2,930,675
その他	1,697,108	1,548,029
貸倒引当金	81,071	97,320
流動資産合計	26,933,465	23,323,434
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	7,460,704	7,170,293
機械装置及び運搬具（純額）	2,374,569	2,072,873
土地	6,262,802	6,015,891
その他（純額）	2,091,093	2,731,133
有形固定資産合計	18,189,170	17,990,191
無形固定資産		
のれん	185,622	139,095
その他	787,246	696,686
無形固定資産合計	972,868	835,781
投資その他の資産	2,971,860	2,819,741
固定資産合計	22,133,899	21,645,715
資産合計	49,067,364	44,969,150

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成27年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成28年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,901,131	4,171,774
短期借入金	14,445,308	14,975,475
未払法人税等	388,475	273,102
賞与引当金	542,595	512,476
その他	3,111,344	2,422,800
流動負債合計	24,388,856	22,355,628
固定負債		
長期借入金	850,000	1,000,000
退職給付に係る負債	2,532,365	2,570,710
その他	780,785	802,072
固定負債合計	4,163,151	4,372,782
負債合計	28,552,007	26,728,411
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,898,545	2,898,545
資本剰余金	3,040,249	3,040,249
利益剰余金	12,130,467	12,344,464
自己株式	1,464,292	1,464,292
株主資本合計	16,604,969	16,818,967
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	359,815	223,974
為替換算調整勘定	913,669	975,461
退職給付に係る調整累計額	28,539	27,465
その他の包括利益累計額合計	1,244,945	778,952
非支配株主持分	2,665,442	2,200,722
純資産合計	20,515,357	18,240,738
負債純資産合計	49,067,364	44,969,150

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第2四半期連結累計期間)

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
売上高	21,999,990	20,966,765
売上原価	14,026,401	13,538,667
売上総利益	7,973,588	7,428,097
販売費及び一般管理費	6,483,750	6,545,160
営業利益	1,489,838	882,936
営業外収益		
受取利息	30,701	14,781
受取配当金	31,137	25,615
持分法による投資利益	44,930	40,591
為替差益	40,385	-
助成金収入	40,643	49,668
その他	82,150	85,263
営業外収益合計	269,949	215,922
営業外費用		
支払利息	38,084	43,436
為替差損	-	97,577
売上割引	42,095	48,175
その他	47,212	78,465
営業外費用合計	127,392	267,654
経常利益	1,632,395	831,204
特別利益		
固定資産売却益	37,264	1,387
投資有価証券売却益	-	6
段階取得に係る差益	18,026	-
負ののれん発生益	76,125	-
特別利益合計	131,416	1,394
特別損失		
固定資産除却損	18,026	3,322
固定資産売却損	122	1,936
特別功労金	-	25,800
特別損失合計	18,149	31,059
税金等調整前四半期純利益	1,745,662	801,540
法人税等	612,068	291,475
四半期純利益	1,133,594	510,065
非支配株主に帰属する四半期純利益	140,143	107,775
親会社株主に帰属する四半期純利益	993,450	402,289

(四半期連結包括利益計算書)
(第2四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
四半期純利益	1,133,594	510,065
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	129,557	135,841
為替換算調整勘定	215,421	2,255,065
退職給付に係る調整額	1,582	1,074
その他の包括利益合計	346,561	2,389,832
四半期包括利益	1,480,156	1,879,766
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,269,788	1,621,608
非支配株主に係る四半期包括利益	210,367	258,158

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	1,745,662	801,540
減価償却費	893,548	799,652
特別功労金	-	25,800
段階取得に係る差損益(は益)	18,026	-
のれん償却額	42,974	41,908
負ののれん発生益	76,125	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	103,859	48,678
賞与引当金の増減額(は減少)	180,000	30,119
貸倒引当金の増減額(は減少)	24,081	19,617
受取利息及び受取配当金	61,838	40,397
支払利息	38,084	43,436
為替差損益(は益)	10,746	118,266
持分法による投資損益(は益)	44,930	40,591
固定資産処分損益(は益)	19,114	3,871
投資有価証券売却損益(は益)	-	6
売上債権の増減額(は増加)	305,910	919,488
たな卸資産の増減額(は増加)	324,644	1,577,751
仕入債務の増減額(は減少)	475,958	1,420,657
未払消費税等の増減額(は減少)	35,156	16,397
その他	379,653	329,948
小計	2,379,037	837,349
利息及び配当金の受取額	64,752	75,404
利息の支払額	37,890	41,555
法人税等の支払額	422,833	518,555
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,983,066	1,322,056
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	56,500	43,356
定期預金の払戻による収入	46,857	71,883
有形固定資産の取得による支出	848,933	1,654,956
有形固定資産の売却による収入	47,699	26,182
投資有価証券の取得による支出	5,842	5,978
投資有価証券の売却による収入	-	230
子会社株式の取得による支出	182,174	-
子会社出資金の取得による支出	35,889	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	221,688	-
その他	362,752	109,805
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,175,847	1,496,189

（単位：千円）

	前第2四半期連結累計期間 (自平成27年1月1日 至平成27年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	33,656,711	58,437,797
短期借入金の返済による支出	30,771,564	56,813,005
長期借入れによる収入	-	200,000
長期借入金の返済による支出	659,656	780,050
配当金の支払額	140,139	187,134
非支配株主への配当金の支払額	170,643	200,183
自己株式の取得による支出	1,411,700	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	503,006	657,423
現金及び現金同等物に係る換算差額	42,065	649,183
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,352,290	2,810,004
現金及び現金同等物の期首残高	5,818,681	7,539,206
現金及び現金同等物の四半期末残高	7,170,972	4,729,201

(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

〔セグメント情報〕

前第2四半期連結累計期間（自平成27年1月1日至平成27年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他(注)	合計
	化学品	化粧品	計		
売上高					
外部顧客への売上高	17,461,584	4,538,405	21,999,990	-	21,999,990
セグメント間の内部売上高 又は振替高	90	12,036	12,127	-	12,127
計	17,461,674	4,550,442	22,012,117	-	22,012,117
セグメント利益	1,461,945	833,077	2,295,023	-	2,295,023

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容

(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	2,295,023
「その他」の区分の利益	-
セグメント間取引消去	5,671
全社費用(注)	810,856
四半期連結損益計算書の営業利益	1,489,838

(注)全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

化学品セグメントにおいて、平成27年5月29日に台湾日華化学股フン有限公司の株式を取得いたしました。また、その他セグメントにおいて、平成27年5月15日に江守エンジニアリング株式会社の株式を追加取得し、子会社化いたしました。これにより、27,809千円のれんが増加しております。

(重要な負ののれん発生益)

化学品セグメントにおいて、平成27年6月30日に大智化学産業株式会社の株式を取得し子会社化いたしました。また、平成27年5月29日にニッカU.S.A., INC.及び広州日華化学有限公司の株式及び出資金を追加取得いたしました。これにより76,125千円の負ののれん発生益を計上しておりますが、特別利益のため報告セグメントには配分しておりません。

当第2四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）	合計
	化学品	化粧品	計		
売上高					
外部顧客への売上高	15,228,673	5,620,451	20,849,124	117,640	20,966,765
セグメント間の内部売上高 又は振替高	363	13,317	13,680	121,588	135,268
計	15,229,036	5,633,768	20,862,805	239,228	21,102,033
セグメント利益	757,865	1,071,129	1,828,994	11,090	1,840,085

（注）「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	金額
報告セグメント計	1,828,994
「その他」の区分の利益	11,090
セグメント間取引消去	63,052
全社費用（注）	894,095
四半期連結損益計算書の営業利益	882,936

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

該当事項はありません。

（のれんの金額の重要な変動）

該当事項はありません。

（重要な負ののれん発生益）

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第102期)	自 至	平成27年1月1日 平成27年12月31日	平成28年3月28日 北陸財務局長に提出
四半期報告書	第103期 第1四半期	自 至	平成28年1月1日 平成28年3月31日	平成28年5月13日 北陸財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 3月24日

日華化学株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	近藤 久晴	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	土肥 真	印
--------------------	-------	------	---

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日華化学株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日華化学株式会社及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日華化学株式会社の平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日華化学株式会社が平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 3月24日

日華化学株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近藤 久晴 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土肥 真 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日華化学株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第102期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日華化学株式会社の平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 5月12日

日華化学株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 久 晴 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土 肥 真 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日華化学株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日華化学株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。